(表)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

		※受付番号		
行為の場所				
	事築物 新築工作物 □ 又は □ 増築 □ 改築 □ 移轉飛行為 新設	移転 □ 外観の変更 □修繕 □色彩の変更 □色彩の変更		
【建築物又は工作物】				
区分	配慮事項	対応状況の説明		
位置・配置	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。			
規模	□地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を 考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史 的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対し て、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。			
形態又は色彩その他の意匠	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 □全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 □外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 □多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 □オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。			
敷地の外構・その他	□敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修 景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空 間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮する こと。 □敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移 植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植 や緑化に配慮すること。 □堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期 以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも 配慮すること。			

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・緑化等	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 □開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 □開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

- 注1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。
 - 3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。